



長野県報

11月30日(水)
平成17年
(2005年)
号外

目次

規則

- | | |
|------------------------------------|---|
| 長野県組織規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム） | 1 |
| 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局） | 1 |

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第69号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

福祉監査幹
主任福祉監査員
福祉監査員

福祉支援幹
主任福祉支援員
福祉支援員

として」に、「福祉監査員の」を「福祉支援員の」に改める。

附則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

行政システム改革チーム

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第22号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務部局の項中「| 福祉監査幹 |」を「| 福祉支援幹 |」に改める。

附則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

人事委員会事務局